

実施方針等に関する質問回答書

< 添付資料1 リスク分担表(案) >

頁 No.	リスクNo	段階	リスク名	質問事項	回答	
38	1	5 共通	制度関連 リスク 政治・行政 リスク	国の予算措置確保に関する承認が得られない場合は、大学のリスク負担となっていますが、具体的措置をご教示下さい。	国の予算措置確保に関する承認が得られない場合は、大学の債務不履行となります。したがって、事業者においては、契約の定めに従い解除や遅延損害金の請求等による対処をすることを予定しています。	
39	1	11 共通	制度関連 リスク	許認可の遅延リスクにおいて、例えば設計完了時のモニタリング遅延に及んだ場合等は大学側のリスクになるのではないのでしょうか。	モニタリング遅延が、大学の責めに帰すべき事由の場合は大学のリスクになり、事業者の責めに帰すべき事由の場合は事業者のリスクになります。	
40	1	12 共通	制度関連 リスク	税制度リスク	収益関係税とありますが、具体的には何を指すのかご教示下さい。	法人税のうち法人の利益にかかるものを指します。
41	2	35 計画段階	計画・設計 リスク	測量・調査 リスク	大学が想定している範囲に関しては、今後事業者との協議が予定されますでしょうか、ご教示下さい。	大学が想定している範囲は、4月26日公表の施設設計要求書(案)の図面に示す範囲とします。
42	2	40 工事段階	工事リスク	施設瑕疵 リスク	内装撤去段階で確認された瑕疵以外は事業者の負担とされていますが、内装撤去段階で全ての瑕疵を発見することは現実的には難しい面があると思われ。よって、施設引渡後に発見された瑕疵のうち、工事開始前から既存の施設に存在する瑕疵についても事業者のリスク負担とすることは不適當ではないのでしょうか。	内装撤去時(施設によっては内外装撤去時)において、事業者が綿密な調査を行い調査報告書を大学に提出し確認を受けることによって、少なくとも重大な瑕疵については発見できると考えています。 しかし、工事開始前から既存の施設に存在する瑕疵であって、上記調査でも発見できなかった瑕疵については、当該瑕疵が施設引渡後に発見された場合であっても大学側がその修補費用を負担します(この点、リスク分担表を入札公告時に修正します)。
43					大学が行う引越し作業中に建物損傷が発生した場合、リスク負担は大学と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

< 添付資料4 現況平面図 >

頁 No.	質問事項	回答
44	既存施設の関連図面で、公表図面以外のものがございましたら閲覧またはコピー等を行うことが可能でしょうか。ご教示下さい。	有料にて配布します。購入方法については、4月26日公表の「施設設計要求書(案)」について、をご参照下さい。